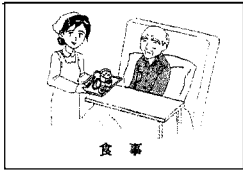


# ご存じですか ホームヘルプサービス



食事



清拭

ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りの皆さん、そして障害を持った皆さんの身の回りのお世話や、介護をするのがホームヘルパーの仕事です。

都留市では、来年スタートする介護保険に先がけて、介護が必要な寝たきり老人などの24時間ホームヘルプサービスを行い、福祉の充実に努めています。対象となるのは、市内にお住まいのおおむね65歳以上で、身体が弱く、ひとりでの生活が困難な方や、寝たきりのお年寄りです。また、ひとり暮らしに限らず、家族と同居していても介護が十分受けられないお年寄りも派遣対象となります。

ご希望の方は、福祉事務所まで気軽にご連絡ください。電話での相談も受け付けます。

- 利用日数 必要に応じてご相談にのります。
- 利用時間 1回の訪問は、2時間以内です。
- 利用料金 生計中心者の所得に応じて決まります。(0～950円)

問合せ先 市福祉事務所 高齢者福祉担当

# 選挙制度 110周年 のあゆみ

今年は一八八九年(明治二年)に我が国において近代的な選挙制度が確立されたから、ちょうど一〇周年の節目の年に当たります。

ここで、選挙制度の歴史を簡単にまとめてみましたので、皆さんも、これを機に、参政権の重要性を改めて考えてみましょう。

## 《制限選挙の時代》

- 一八八九年(明治二年) 大日本帝国憲法制定
- 衆議院議員選挙法制定
- 選挙権は二十五歳以上の男子で一定の納税者に限られた

## 《男子普通選挙の時代》

- 一九二五年(大正一四年) 衆議院議員選挙法改正
- 選挙権は二五歳以上の男子に限られた
- 一九四七年(昭和二十二年) 参議院議員選挙法制定
- 一九五〇年(昭和二十五年) 公職選挙法制定
- 一九九八年(平成一〇年) 公職選挙法改正
- (在外選挙制度創設)
- 国外居住の日本人に選挙権(国政選挙の比例代表のみ)

## 《完全普通選挙の時代》

- 一九四五年(昭和二十年) 衆議院議員選挙法改正
- 選挙権は二〇歳以上の国民
- 一九四六年(昭和二十一年) 日本国憲法制定

# 伝言板 大月保健所

大月市大月町花咲1608-3

☎(22) 7824

「心の健康ボランティア講座」  
受講者募集のお知らせ

複雑多様化する現代社会において精神的、社会的ストレスが増大し、心の健康に対する人々の関心が高まっています。そこで、当保健所では、心の健康およびその障害者について正しい理解を深めていただき、ご自分やご家族の心の健康を増進していただくとともに、心の病を患う人々に関するボランティアを養成するため、受講生を募集します。

日時 11月24日(水) 12月22日(水)までの5回

午後1時30分～4時

会場 大月保健所会議室など

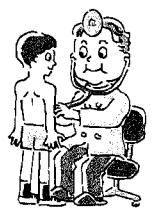
内容 精神科医による講義、病院実習、施設見学、懇談会など

対象者 20歳以上で心の健康とボランティア活動に関心のある方

定員 20名

申込方法 11月12日(金)までに大月保健所地域保健課に電話でお申し込みください。ご案内、申込書を郵送します。

問合せ先 地域保健課



ご存じですか?

子どもに使える医療給付

養育医療

- ▼出生体重が二千グラム以下
- ▼生活力が特に弱く、病院で治療を必要とする未熟児に対して、入院中に限り公費で医療が提供される制度です。

育成医療

- ▼18歳未満
- ▼肢体、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語そしゃく機能、内臓のいずれかに疾患や障害があり、放置すると将来障害が残ると認められる児童に対して、必要な医療が公費で行われます。

小児慢性特定疾患治療研究事業

- ▼18歳未満
- ▼悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経筋疾患で長期に治療が必要な児童に対して、公費で医療が行われます。(疾患によって、一カ月以上の入院のみ適応)

長期療養中の子どもの生活上の相談もお受けしています。

問合せ先 保健指導課